

【査読論文】

退職給付会計における測定のための目的と適用される割引率

高井 駿
青山学院大学

要 旨

現行の退職給付の会計基準においては、安全性の高い債券の利回りを割引率として用いた現在価値測定が要求されている。この現在価値測定については、退職給付の支出までに相当の時間があることから、貨幣の時間価値を反映させるために必要であると説明されることもある。しかし、貨幣の時間価値の反映は財務会計において必須の要請であるとはいえ、割引率も一義的に導かれるものではない。本稿は、現在価値測定における割引率の選択と測定のための目的との関係から、退職給付会計において適用可能な割引率について検討を行った。現行の退職給付の会計基準において採用されている、安全性の高い債券の利回りを割引率とする現在価値測定の方法は、退職給付を従業員からの資金調達とみなす考え方とは対応しておらず、退職給付債務を市場価値で評価する、あるいは、貨幣の時間価値のみを反映するという目的と対応するといえる。しかし、そのような測定による債務の評価および認識される利息費用にどのような意味があるのかについてはあらためて問われなければならない。ここでは、会計の目的との関わりから検討される必要がある。

(2020 年 12 月 3 日審査受付 2021 年 4 月 19 日掲載決定)

I はじめに

本稿の目的は、退職給付の会計基準⁽¹⁾における現在価値測定について、採用されている割引率が持つ意義を、その測定の目的との関係から明らかにすることである。

現行の退職給付の会計基準においては、割引現在価値による勤務費用の測定とそれに伴う利息費用の認識が要求されている。現在価値測定に際しては割引率を決定することが必要とされるが、現行基準においては安全性の高い債券の利回りが、米国財務会計基準審議会 (FASB) が公表している会計基準編纂集 (ASC) 715「報酬—退職給付」、国際会計基準審議会 (IASB) が公表している国際会計基準 (IAS) 第 19 号「従業員給付」、および日本の企業会計基準委員会 (ASBJ) が公表している企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」の各基準に共通して採用されている。

このような現在価値測定については、退職給付の支出までに相当の期間があることから、貨幣の時間価値を反映させるために必要であると説明されている。しかし、貨幣の時間価値を反映させることは財務会計において必須の要請とはいえ、将来の支出額を割り引かずに測定する方法もただちには否定されない。また、現在価値による測定が必要とされる場合にも、そこで適用される割引率についてはいくつかの選択肢が想定されるはずである。

そこで本稿では、退職給付会計において適用可能な割引率について、その測定の目的との関係から検討を行う。そのうえで、現行の退職給付の会計基準において採用されている、安全性の高い債券の利回りを割引率として用いた現在価値測定について、その測定による債務の評価と利息費用の認識の意義を、会計の目的との関わりからあらためて検討する必要があるこ

とを指摘する。

II 現在価値測定と割引率

まず、現在価値測定において選択される割引率について、その検討が必要とされる理由について確認する。現在価値測定とそれに伴う利息の認識は、借入金等の一般的な会計処理と同様であるとの指摘もありうるであろう。しかし、利息法においては当初のキャッシュフローと将来のキャッシュフローが独立変数であり割引率が従属的に決定されるのに対して、現在価値は独立変数である将来のキャッシュフローと割引率から従属的に決定される関係にあり (浅倉 [2004], 130 頁)、当初のキャッシュフローと将来のキャッシュフローの差額を配分する利息法と、企業自らが算定する現在価値と計算上の利息を認識する方法が同一視できるかという問題が存在するのである (米山 [2005], 129-130 頁)。

また、退職給付会計においては、支出までに相当の期間があることから、貨幣の時間価値を反映させるために現在価値による測定が必要であると説明されることもある。しかし、貨幣の時間価値を考慮することは、企業会計で一般に機会費用を把握しないこととの矛盾が説明できないともいわれる (大日方 [2000], 73 頁)。測定属性・測定値については、それだけを取り出して議論をしても意味はなく、会計の目的との関わりの中かで議論しなければならず、投資意思決定に有用な情報の提供をその目的とするのであれば、時間価値の反映が投資家の期待形成に有用かどうかは投資家がそれを企業の業績とみているかどうかで判断されることになる (万代 [2011], 359 頁, 米山 [1999], 150 頁)。また、貨幣の時間価値は割引率の別称であり、その説明で割引率が一義的に定まる

わけではなく、退職給付の会計基準においては、財政方式と退職給付費用の計算を切断しながら保険数理上の評価方式を採用したことで、割引計算がその当否を問われないうまま与件とされたと指摘されている（大日方 [2000], 73 頁）。

このように、現在価値測定とそれに伴う利息の認識は、借入金等の会計処理にみられるような当初のキャッシュフローと将来のキャッシュフローの差額を配分する方法と同一視できるかという問題が存在しており、また、貨幣の時間価値についても企業会計においては一般に把握されておらず、その認識についてはあらためて検討する必要があると考えられる。将来の支出額を割引かない方法についても、ゼロの割引率を選択したとみなすことができ割引率の選択の議論に還元されることから（大日方 [2013], 176 頁）、本稿では割引率に着目し、現在価値測定とそれに伴う利息費用認識の意義を検討する。

割引率の選択については、現在価値による測定を提案する際に最も議論のある論点であり、その選択によって測定のための目的が決まると考えられるといわれている（FASB [1990], para. 233）。FASB の 1990 年の討議資料においては、リスクフリーレート、追加取引利率、平均取引利率、負債清算利率、および資産と負債を関連づける利率が選択可能な利率として挙げられ、それぞれの利率が持つ意義および賛成と反対の根拠について述べられている。

リスクフリーレートとは、時間選好率を量的に測定するために用いられるものである（FASB [1990], para. 224）。主な賛成の根拠として、客観的で信頼性が高い測定値であり、ある資産または負債に固有の観察可能な利率が存在しない場合に望ましいといわれている（FASB [1990], paras. 235-236）。他方で、反対の根

拠として、民間企業の資産および負債はリスクフリーではないが、それをあたかもリスクフリーであるかのように表現するため、表現の忠実性に欠けるといわれている（FASB [1990], para. 237）。

追加取引利率とは、資産または負債の特性、現金の支払いを行う企業の特性を反映させるために用いられるものである（FASB [1990], para. 225）。主な賛成の根拠として、現在価値を取引価格の代替とみなす測定と論理的に整合する利率であり、現在価値測定額に借入取引と同等の地位を与えることになるといわれている（FASB [1990], paras. 233, 241）。他方で、反対の根拠として、借入取引でない取引をあたかも借入取引であるかのように表現することになるうえ、それぞれの資産または負債に固有の利率として日常的な借入取引の利率を適用することは不適切であるといわれている（FASB [1990], paras. 241-242）。

平均取引利率とは、当該企業のすべての類似する資産または負債に生じた過去の平均利率を用いるものである（FASB [1990], para. 226）。主な賛成の根拠として、過去の一定期間において発生した負債を平均した利率が企業の信用状態を最も的確に反映し、限界的な取引を仮定した追加取引利率よりも信頼性をもって測定されるといわれている（FASB [1990], para. 244）。他方で、反対の根拠として、企業の平均利率は異なる市場で異なる時点に生じた負債に対する利率を反映したものであり、その利率を用いて現時点の負債を測定することは表現の忠実性という点で疑問があるといわれている（FASB [1990], para. 244）。

負債清算利率とは、負債を清算するために必要な対価の額と将来キャッシュフローの見積額を等しくさせる利率である（FASB [1990],

para. 227)。主な賛成の根拠として、企業に対する請求権を負債として引き受けるに際して市場が要求する利子率であり、義務に付随するコストに最も近い測定値が得られるといわれている（FASB [1990], paras. 247, 249)。他方で、反対の根拠として、負債を清算するための市場は通常は存在せず、また、清算を考えていない企業にとっては適切でないといわれている（FASB [1990], para. 250)。

資産と負債を関連づける利子率とは、返済資金の源泉が何であるかによって負債の利子率が決定されるべきであるとする考え方に基づくものである（FASB [1990], paras. 228, 254)。主な賛成の根拠として、資産と負債に共通の利子率を適用することによって、取引の実態に整合すると思われる一定の利益のパターンが得られるといわれている（FASB [1990], para. 254)。他方で、反対の根拠として、負債は将来においてキャッシュアウトフローを伴うものであり、それは負債によって得た収入が営業活動に費消されようと不適切な投資で失われようと関係ないといわれている（FASB [1990], para. 255)。

このように、現在価値測定における割引率としてはいくつかの適用可能な利子率が想定されるのであるが、負債の測定においては特に信用リスクの扱いが問題になることが指摘されている。すなわち、信用状況は市場において借入を行う際の利子率に明らかに影響を与え、借入金の原初受領額には信用状況が反映されるのであり、同一の債務を負っている場合には信用状況が異なっても同一の繰越額で報告を行うべきとする意見もあるが、信用状況の反映を使い分ける理論的な根拠は見出されていないとされる（FASB [2000], paras. 83-85)。その一方で、信用状況の変化を評価に織り込むべきであるかどうかは慎重な検討が必要である

とされる（FASB [2000], paras. 86-88, 徳賀 [2011], 134-141 頁)。

ここまで確認してきたように、現在価値測定において割引率は一義的には導かれず、その選択が測定の目的を決定するとして最も議論のある論点であり、特に負債の測定においては、信用リスクの反映が問題となるのである。次節では、退職給付会計において適用可能な割引率について、それぞれの割引率が持つ意義を確認する。

Ⅲ 退職給付会計における割引率

前節で確認したように、現在価値測定において適用可能な割引率としてはいくつかの選択肢が存在しており、それは退職給付会計においても同様である。退職給付の会計基準においても、かつては現行基準とは異なる割引率が採用されていた。本節では、会計基準における割引率に関する規定を確認したうえで、退職給付会計において適用可能な割引率について、その意義を確認する。

1. 会計基準における割引率

まず、現行の退職給付の会計基準において採用されている割引率について確認する。ASC 715 は、割引率は年金給付を事実上清算できる利率であり、年金契約の現在価格を決定している利率、または、優良確定収益投資の収益率を参照することもできるとしている（FASB [2017], para. 30-35-43)。IAS19 は、割引率は優良社債の市場利回りを参照して決定するとしている（IASB [2013], para. 83)。企業会計基準第 26 号は、割引率は安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するとしている（ASBJ [2016], para. 20)。このように、ASC715、IAS19 および企業会計基準第 26 号において

は、安全性の高い債券の利回りが共通して採用されており、これはリスクフリーレートそのものではないがかなり近いものであるとされる (FASB [1990], para. 235)。

しかし、退職給付の会計基準が導入された当初から、安全性の高い債券の利回りが割引率として採用されていたわけではない。以下では、各基準における割引率に関する規定の変遷を確認する。

米国の会計研究公報 (ARB) 第 36 号および第 43 号においては、過去の勤労に基づく年金の費用について、剰余金に賦課させる方法、制度開始の期間の収益に賦課させる方法、現在および将来の各期間に配分する方法が検討され、過去の勤労に基づく年金の費用は現在および将来の勤労を考慮して発生するものであるとして剰余金に賦課することを禁じ、当期および将来の期間に配分することが要求されていた (AIA [1948], AIA [1953], chap. 13)。このように、初期の退職給付の会計基準においては、過去の勤労に基づいた費用の配分方法が規定されているのみであり、現在および将来の勤労に対する費用については、現金主義 (cash-based) によって決定されていた (Napier [2009], p. 233)。

ARB47 においては、収益と費用の対応を目的として、対象となる従業員の勤務期間にわたって費用を配分するためには、不確実な将来の給付をその支出の確定以前に見積もる必要があるとし、その見積もりに保険統計の手法を適用することが要求され、財務諸表には、従業員に対する年金支払義務の保険統計的に算定された現在価値に相当する発生額が反映されなければならないとされていた (AIA [1956])。そこでは、あくまで費用を各期間に配分するために必要な見積もりの手段として保険統計の手法が適用されているのであり、また、利息費

用の計上は要求されていない。

会計原則審議会 (APB) 意見書第 8 号においては、年金制度の原価の会計処理は会社によって大きく差があり、また、一つの会社にあっても年金原価の引当額に大きい変動がみられることからその会計慣行の相違を狭めるために意見書が必要であるとして、認められた保険数理による原価計算法を使った会計方法に基づいた年金原価の計上が要求されていた (AICPA [1966], paras. 4, 6, 17)。また、会計調査研究書 (ARS) 第 8 号では、理論上の積立と拠出額に差があれば、その差額の利子の分だけ将来の拠出額が増減するのであり、その差額に対する利子は年金原価として認識されるべきであると指摘されており (Hicks [1965], p. 9)、APB 意見書第 8 号においても、年金原価と積立額に差額がある場合、その未積立あるいは積立超過に対する利子を年金原価に加減することが要求されていた (AICPA [1966], paras. 42-43) ⁽²⁾。

財務会計基準書 (SFAS) 第 87 号においては、年金費用と年金債務の発生は給付を定めている制度の条項から最も適合的で信頼可能な情報が得られるとして、勤務の年度に発生した費用を測定する基礎としてより直截に制度の給付算定式を重視し、純期間年金費用の勤務要素、予測給付債務および累積給付債務は、従業員勤務の各年度への年金給付の配分および数理的現在価値を計算するための数理上の仮定の使用に基づいて測定し、数理上の仮定には貨幣の時間価値と支払の確率を反映することが要求された (FASB [1985], paras. 39, 97)。そこでの予定割引率は、年金給付が実際に清算される利率を反映しているものとし、年金契約の現在価格を決定している利率に関する利用可能な情報、および、優良確定収益投資の収益率を参照することができることとされた (FASB

[1985], para. 44)。

米国における退職給付の会計基準の変遷については、次のように整理される。初期の段階においては、退職給付制度の設立・改訂以前にすでに発生している、過去の勤務に基づいた費用の計上方法のみが規定されていたのであり、現在および将来の勤務に基づいた費用については、基金への拠出を基礎とした現金主義による計上方法が採用されていた。その後、収益と費用を対応させることを目的として保険数理の方法が用いられるようになるが、そこでは基金への未拠出あるいは積立超過の部分が稼得すると期待される収益が、利子として費用に加減されていたのである。APB 意見書第 8 号までは、基金への拠出と本質的に異なる年金費用に達することが暗黙的に要求されており、毎期の勤務費用よりも過去勤務費用の認識が問題とされていたといえよう (Napier [2009], p. 234)。

これに対して、SFAS87 においては、給付建年金は事業主と従業員間における 1 つの交換であるとの基本的な考え方から、事業主の債務は勤務が提供される時に発生し、報酬費用は従業員が勤務を提供する年度に認識されるべきであると結論づけ (FASB [1985], paras. 79, 95)、債務の発生と勤務費用へと関心が向けられた (Napier [2009], p. 236)。また、積立に関する諸決定は必ずしも費用の会計認識の基礎として使用されるべきではないとして (FASB [1985], para. 81)、割引率は実際に清算される利率を反映しているものとし、優良確定収益投資の収益率を参照することができるとされたのである。

基準の変遷については、IAS19 についても同様の流れがみられるといえよう。IAS19 の 1983 年版と 1993 年改訂版においては、退職給付コストを従業員からサービスが提供された期間

の費用として計上することが要求され (IASC [1983], para.12, IASC [1993], para.16)、その費用額を決定するために保険数理による評価方法を用いるとされていた (IASC [1983], para.23, IASC [1993], para.40)。1993 年改訂版は割引率について、債務の決済に当たって用いられる長期利率又は類似の利率が反映されたもの (IASC [1993] para. 48(a)) としている。これに対して、1998 年改訂版の IAS19 においては、割引率は貨幣の時間価値を反映するが数理上あるいは運用上のリスクを反映するものではないとして、優良な確定利付社債の利回りあるいは国債の利回りを用いなければならないとされた (IASC [1998], paras. 78-79)。

日本においては、1968 年の企業会計上の個別問題に関する意見第二において、企業は従業員の提供した労働に対応する退職金の支給義務を、その支出の原因または効果の期間帰属に基づいて費用および負債として認識しなければならないとし (企業会計審議会 [1968], 二 2)、退職給与引当金設定の方法としては、将来支給額予測方式、期末要支給額計上方式、および現価方法が示された (企業会計審議会 [1968], 四)。現価方法の割引率に関しては、税法基準に従い社会的平均的な利率を適用していたとされる (増田 [1992], 152 頁)。1998 年の「退職給付に係る会計基準」においては、支出までに相当の期間があり個別意見書においても認められ慣行として広く利用されていること、および、財政計算に用いられていることから現価方式を原則とするとし (企業会計審議会 [1998a], 四 2 (3))、割引率は安全性の高い長期の債券の利回りを基礎とすることとされた (企業会計審議会 [1998b], 二 2 (4))。

ここまで確認してきたように、各基準の割引率に関する規定の変遷については、同様の流れ

があるとみることができよう。初期の基準においては、基金が稼得する投資収益による企業の拠出額の増減を費用計上額に反映させることが目的とされ、割引率としては基金の期待投資収益率が採用されていたのである。その後、基金への拠出と債務および費用の発生とは無関係であるとの考え方から、期待投資収益率とは異なる割引率として、リスクフリーレートにかなり近い安全性の高い債券の利回りが共通して採用されるようになったのである。

しかし、現行の各基準において、測定の目的が異なっていることには注意する必要がある。ASC715は、割引率は年金給付を事実上清算できる利率を反映するものである(FASB[2017], para. 30-35-43)としているのに対して、IAS19は、債務が決済されると予想される利率の使用を棄却し(IASB[2013], para. BC129)、負債を従業員に対して企業が負っている資金調達額に相当するという見方を採用しているようである(IASB[2013], para. BC75)。企業会計基準適用指針第25号では、退職給付債務を求めるために用いるものであるから、割引率には金銭的時間価値のみを反映させるべきであると述べられているのみである(ASBJ[2015], para. 95)。

2. 退職給付会計における割引率とその意義

ここまで確認してきたように、退職給付の会計基準においては、初期の基準では基金の期待投資収益率が割引率として採用されており、その後、リスクフリーレートに近いといわれる安全性の高い債券の利回りが採用されるようになったのである。ここからは、退職給付会計において適用可能な割引率について、それぞれの意義について確認していくこととする。

現行の基準において採用されているのは、リ

スクフリーレートそのものではないがかなり近いものであるとされる、安全性の高い債券の利回りである。この割引率は、時間選好率を量的に測定するために用いられ、客観的で信頼性が高い測定値であり、ある資産または負債に固有の観察可能な利率が存在しない場合に望ましいとされるものであった。退職給付会計における安全性の高い債券の利回りの採用は、実体の債務に焦点を合わせた信用状況によらない測定のほうが有用であるとする主張の代表例であるとされている(FASB[2000], para. 84)。

しかし、実体の信用状況は、借入の際に明らかに影響を与え一般に負債の測定に組み込まれるのであり、信用状況の反映を使い分ける理論的な根拠は見出されていないともいわれている(FASB[2000], paras. 82-83, 85)。そのため、退職給付債務の測定において、割引率に実体の信用状況を反映しないのはなぜかという問題が残されているといえよう^③。

リスクフリーレートについては、それが清算利率を表しているといわれることもある。すなわち、退職給付債務を第三者が受け入れる割引率としては、その債務に固有な義務やそれともなうリスクのすべてを承継する代償として、受け取った資金を投資することで獲得できる元本と利息によって確実にその債務を完済できるような利回りが求められるのであり、この条件に該当する割引率がリスクフリーレートであるとされる(今福[2000], 76頁)。清算利率は、負債を清算するために必要な対価の額と将来キャッシュフローの見積額を等しくさせる利率であり、これは企業に対する請求権を負債として引き受けるに際して市場が要求する利率であるから、義務に付随するコストに最も近い測定値が得られるというものであった。退職給付会計においては、リスクフ

リーレートを適用することで、市場で第三者が債務を承継するために要求する利子率で評価することになるとされるのである。

しかし、清算利子率については、負債を清算するための市場は通常は存在せず、また、清算を考えていない企業にとっては適切でないことが問題点として指摘されていた。退職給付会計についても、企業が選択しなかった、あるいは選択しえない行動を会計上で擬制する明確な根拠は見当たらないこと（大日方 [2000], 72-73 頁）が指摘されている。現行基準において、ASC715 は、割引率を事実上清算できる利率を反映するもの（FASB [2017], para. 30-35-43）としており、この考え方が採用されているとみられる。これに対して、IAS19 は、債務が決済されると予想される利率は決済を計画していない企業にとっては関連がなく、また、決済に関する市場が人工的な構成物でありうるとして棄却している（IASB [2013], para. BC 129）。

初期の会計基準において採用されていた基金の期待投資収益率とは、すなわち、前節で確認した資産と負債を関連づける利子率である。その割引率は、返済資金の源泉が何であるかによって負債の利率が決定されるべきであるとする考え方に基づくものであり、資産と負債に共通の利率を適用することによって、取引の実態に整合すると思われる一定の利益のパターンが得られるというものであった。理論上の積立と拠出額の差がある場合に、その差額の利子の分による将来の拠出額の増減を認識することが目的であるならば、この割引率は適切であるといえよう。

他方で、この割引率については、負債は将来においてキャッシュアウトフローを伴うものであり、負債によって得た収入が営業活動に消費されようと不適切な投資で失われようと関

係ないことが問題点として指摘されていた。退職給付会計についても、資産収益率は資産が退職給付債務に対する完全なヘッジを表す場合に適切であるが、そのような証拠を見つけることは困難であると指摘されている（Khorasaneh [2004], p. 27, Napier [2009], pp. 242-243）。現行基準においては、特定の資産への投資の選択は債務の性質や金額には影響せず、高リスクの資産への投資を選択したというだけで、認識する負債を小さくすべきではない（IASB [2013], para. BC130）として棄却されている。

退職給付の会計基準において採用されたことではないが、追加取引利率を割引率として適用することもできるであろう。追加取引利率は、資産または負債の特性、現金の支払いを行う企業の特性を反映させるために用いられ、現在価値を取引価格の代替とみなす測定と論理的に整合する利率であり、現在価値測定額に借入取引と同等の地位を与えることになるというものであった。退職給付を従業員からの借入とみる考え方は、先行研究においても多くみられるところであり（Archibald [1980], pp. 87-89, Dewhirst [1971], p. 367）、割賦購入または借入購入との類似性から説明されるファイナンス・リース取引の会計処理において採用されている（山下 [2010], 107 頁）ことから、適用可能な割引率の一つといえるであろう。

しかし、この割引率は、借入取引でない取引をあたかも借入取引であるかのように表現することになるうえ、それぞれの資産または負債に固有の利率として日常的な借入取引の利率を適用することは不適切であると指摘されていた。退職給付会計についても、従業員が与信者と同じような信用度についての判断をすることはありえない（FASB [1990], para. 241）と指摘されている。現行基準においては、

企業自身の信用格付けを反映させると、信用格付けの低い企業の方が負債を小さく認識することになる (IASB [2013], para. BC134) として棄却されている。

これらの割引率に加えて、将来の支出額を割り引かない方法、すなわち、割引率をゼロとする考え方についても検討される必要がある。このような考え方においては、退職給付支払総額が勤務期間中の労働サービスの消費に対応しているならば、勤務期間に退職給付支払総額を配分することが要請されるのであり (大日方 [2000], 72 頁)、労働サービスの消費に応じた費用の期間配分を重視するならば、貨幣の時間価値を反映する理由を見出すのは難しい (米山 [2005], 136 頁) と指摘される。

ここまで確認してきたように、退職給付会計においても、適用可能な割引率としてはいくつかの選択肢が想定されるのであり、一義的には決まらないのである。

IV 測定のための目的と適用される割引率

前節までに確認してきたように、現在価値測定においては適用可能な割引率がいくつか想定されるのであり、その選択によって測定のための目的が決定されるといわれている。本節では、測定のための目的との関係から、退職給付会計における割引率の選択について検討を行う。

すでに確認したように、現行の退職給付の会計基準においては、安全性の高い債券の利回りが割引率として採用されている点で共通しているが、その測定のための目的は各基準によって異なっているといえる。ASC715 は、割引率を実際に清算される利率を反映しているとしていたのに対して、IAS19 は、清算される利率を棄却し負債を従業員からの資金調達額に相当

するとしている。企業会計基準第 26 号は、貨幣の時間価値のみを反映することとしているが、その目的は記述されていない。

各基準の測定のための目的との関係からは、採用されている割引率について次のようにいえる。前節で確認したように、退職給付会計においてはリスクフリーレートを清算利率とみなすとする考え方が存在している。このように考えるならば、ASC715 における安全性の高い債券の利回りの採用は、割引率に実際に清算される利率を反映するとして測定のための目的と対応しているといえよう。また、その測定のための目的が基準において明示されていない企業会計基準第 26 号においても、同様に市場での清算が想定されている可能性もありえよう。

一方で、IAS19 においては、負債が決済されると予想される利率は決済を計画していない企業にとっては関連がなく、また、決済に関する市場が人工的な構成物でありうるとして清算利率は棄却され、負債を従業員に対して企業が負っている資金調達額に相当するとして見方が採用されているのであった。このような基準の測定のための目的と、割引率として採用されている安全性の高い債券の利回りとは適切に対応していないといえよう。IAS19 の目的からすれば、追加取引利率が適用可能な利率として想定されるからである。

しかし、それぞれの割引率には問題点も指摘されていた。IAS19 においても指摘されているように、清算利率については、清算のための市場が通常は存在しないこと、および清算を考えていない企業にとっては適切ではないことが、問題点として指摘されていた。追加取引利率については、あたかも借入取引であるかのように表現すること、および従業員と与信者では信用度についての判断が異なりうるということが、問題点として指摘されていた。

これらの割引率を適用することの問題点は、企業が選択しなかったか、あるいは選択しえない行動を擬制することにある。すなわち、清算利率については、企業が清算を想定していないにもかかわらず債務を市場価値で評価することにどのような意味があるのかが問われなければならない。追加取引利率については、借入取引とみなした債務の評価と利息費用の認識にどのような意味があるのかが問われなければならないのである⁽⁴⁾。

それでは、リスクフリーレートを清算利率としてではなく、時間選好率のみを反映することを目的として適用しているとした場合にはどのように考えられるであろうか。この場合には、企業の行動を擬制するという問題は生じず、リスクフリーレートには客観的で信頼性が高いという利点もある。しかし、負債の原初認識において実体の信用状況を反映しないことの根拠は必ずしも明確ではなく、その評価にどのような意味があるのか、あるいは、そこで認識される利息費用が利益の計算にとってどのような意味を持つのかということが問われなければならない。

退職給付の会計基準において適用される割引率について、このような検討事項が残されているのはなぜであろうか。それは、Ⅱ節で確認したように、退職給付はその支出までに相当の期間があることや保険数理上の評価方式が採用されたことから、現在価値測定が当然に必要であると考えられたためであろう。しかし、会計上の測定値については、それだけを抜き出して議論をしても意味がなく、会計の目的との関わりの中で議論しなければならないとされているのであった。そうであれば、退職給付会計における現在価値測定についても、退職給付債務の評価あるいは認識される利息費用の意義を、会計の目的との関わりからあらためて検

討する必要がある。

ここまで検討してきたように、現行の退職給付の会計基準において採用されている、安全性の高い債券の利回りを割引率として適用した現在価値測定の方法については、退職給付を従業員からの資金調達とする見方と対応しているとはいえない。その現在価値測定については、退職給付債務を市場価値で評価する、あるいは、貨幣の時間価値のみを反映するという目的と対応しているといえる。しかし、測定の目的をこのように考えたとしても、その測定による退職給付債務の評価と利息費用の認識について、どのような意味があるのかがあらためて問われなければならない。そこでは、会計の目的との関わりから検討される必要がある。

V おわりに

退職給付会計においては、その支出までに相当の期間があることから、貨幣の時間価値を反映させることが当然に必要であるといわれることも多い。しかし、財務会計において貨幣の時間価値を反映させることは必須の要請であるとはいえず、また、適用されるべき割引率も一義的に導かれるわけではない。現在価値測定において、割引率の選択は最も議論のある論点であり、その選択から測定の目的が決まると考えられているのであった。

そこで本稿では、測定の目的との関係から、退職給付会計において適用される割引率について検討を行った。現行の退職給付の会計基準においては、安全性の高い債券の利回りが割引率として採用されている。このような現在価値測定については、退職給付を従業員からの資金調達とする見方と対応しているとはいえず、退職給付債務を市場価値で評価する、あるいは、貨幣の時間価値のみを反映するという目的と

対応しているといえる。

しかし、測定のための目的をこのように考えたとしても、その測定による退職給付債務の評価と利息費用の認識について、どのような意味があるのかが問われなければならない。会計上の測定値については、会計の目的との関わりの中で議論しなければならないのであるから、退職給付会計における現在価値測定についても、会計の目的との関わりからあらためて検討される必要がある。

本稿では、現行の基準において採用されている現在価値測定が、どのような測定のための目的と対応するのかが明らかとなった。しかし、退職給付会計における現在価値測定については、会計の目的との関わりから、退職給付債務の評価あるいは利息費用の認識の意義をあらためて検討する必要がある。

注

- (1) 本稿は、退職給付の中でも確定給付の会計処理のみを検討の対象としている。また、会計基準の呼称について、「年金 (pension)」が用いられているものについても、退職給付の会計基準として取り扱っている。ただし、本文を引用する際には原文のままとしており、表記は統一していない。
- (2) ただし、未積立あるいは積立超過の部分の利子が年金原価に加減されるのみであり、基金により稼得された収益は損益計算には反映されない。
- (3) IAS19 において数理計算上または投資上のリスクと企業固有の信用リスクが区別されているように (IASB [2013], para. 84), 退職給付会計においても企業の信用状況の反映については問題となる。
- (4) これらの利子率については、市場が評価した信用リスクに関する情報を市場に戻すことにどれほどの意味があるかという問題もある (徳賀 [2011], 136 頁)。

参考文献

American Institute of Accountants (AIA) [1948], Accounting Research Bulletins (ARB) No.36, Pension Plans-Annuity Costs Based on Past Services.

American Institute of Accountants (AIA) [1953], Accounting Research Bulletins (ARB) No.43, Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins. (「会計研究公報第 43 号 会計研究公報再述・改訂版」渡辺進・上村久雄訳 [1959]『アメリカ公認会計士協会 会計研究公報・会計用語公報』神戸大学経済経営研究所, 1-134 頁。)

American Institute of Accountants (AIA) [1956], Accounting Research Bulletins (ARB) No.47, Accounting for Costs of Pension Plans. (「会計研究公報第 47 号 年金費用の会計」渡辺進・上村久雄訳 [1959]『アメリカ公認会計士協会 会計研究公報・会計用語公報』神戸大学経済経営研究所, 146-151 頁。)

American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1966], Opinions of the Accounting Principles Board (APB) No.8, Accounting for the Cost of Pension Plans. (「第 8 号 年金制度の原価の会計処理」日本公認会計士協会 (国際委員会) 訳 [1978]『アメリカの会計原則—AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会, 81-118 頁。)

Archibald, T. R. [1980], Accounting for Pension Costs and Liabilities (A Reconciliation of Accounting and Funding Practice), The Canadian Institute of Chartered Accountants.

浅倉和俊 [2004]「財務情報のための現在価値」『経理研究 (中央大学)』第 47 号, 129-143 頁。

Dewhirst, J. F. [1971], "A Conceptual Approach to Pension Accounting", The Accounting Review Vol.46, No.2, pp.365-373.

Financial Accounting Standards Board (FASB) [1985], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.87, Employers' Accounting for Pensions. (三菱信託銀行 FAS 研究会訳 [1997]『米国の企業年金会計基準と適用指針 : FAS87 号・88 号/87 号 Q&A』白桃書房。)

Financial Accounting Standards Board (FASB) [1990], Discussion Memorandum, Present Value-Based Measurements in Accounting. (企業財務制度研究会訳 [1999]『現在価値—キャッシュフローを用いた会計測定—』中央経済社。)

Financial Accounting Standards Board (FASB) [2000], Statements of Financial Accounting Concepts No.7 Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社。)

Financial Accounting Standards Board (FASB) [2017], Accounting Standards Codification (ASC) 715, Compensation-Retirement Benefits.

Hicks, E. L. [1965], Accounting Research Study (ARS) No.8, Accounting for the Cost of Pension

- Plans, American Institute of Certified Public Accountants.
- 今福愛志 [2000] 『年金の会計学 (ライブラリ会計学最先端 7)』 新世社。
- International Accounting Standards Board (IASB) [2013], International Accounting Standard (IAS) No.19, Employee Benefits. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2013] 国際会計基準第 19 号「従業員給付」『IFRS 基準』中央経済社。)
- International Accounting Standards Committee (IASC) [1983], International Accounting Standard (IAS) No.19, Accounting for Retirement in the Financial Statements of Employers.
- International Accounting Standards Committee (IASC) [1993], International Accounting Standard (IAS) No.19 (revised 1993), Retirement Benefit Costs.
- International Accounting Standards Committee (IASC) [1998], International Accounting Standard (IAS) No.19 (revised 1998), Employee Benefits. (大和総研編 [1999] 『IAS 退職給付会計—国際会計基準第 19 号「従業員給付」全訳と解説—』中央経済社。)
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2015] 企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2016] 企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」。
- 企業会計審議会 [1968] 企業会計上の個別問題に関する意見第二「退職給与引当金の設定について」。
- 企業会計審議会 [1998a] 「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」。
- 企業会計審議会 [1998b] 「退職給付に係る会計基準」。
- Khorasane, Z. [2004], “What Discount Rate Should be Used to Value Defined Benefit Pension Liabilities?,” Discussion Paper PI-0402, The Pensions Institute, Cass Business School.
- 万代勝信 [2011] 「測定属性」 斎藤静樹・徳賀芳弘編 [2011] 『企業会計の基礎概念 (体系現代会計学第 1 巻)』 中央経済社, 335-362 頁。
- 増田宏一 [1992] 「退職給与引当金」 斎藤静樹・奥山章雄編 [1992] 『現代会計ケース・スタディー』 中央経済社, 148-158 頁。
- Napier, C. J. [2009], “The logic of pension accounting”, Accounting and Business Research Vol.39, No.3, pp.231-249.
- 大日方隆 [2000] 「年金費用の会計的測定と年金負債 (第 51 回 [証券経済学会] 春季全国大会報告)」 『証券経済学会年報』 第 35 号, 71-74 頁。
- 大日方隆 [2013] 『アドバンスト財務会計 (第 2 版)』 中央経済社。
- 徳賀芳弘 [2011] 「負債と経済的義務」 斎藤静樹・徳賀芳弘編 [2011] 『企業会計の基礎概念 (体系現代会計学第 1 巻)』 中央経済社, 113-163 頁。
- 山下奨 [2010] 「リース資産およびリース債務の測定問題」 『産業経理』 第 69 巻第 4 号, 107-116 頁。
- 米山正樹 [1999] 「キャッシュフローの期間配分と『時間価値』」 『経済論集 (学習院大学)』 第 32 巻第 3 号, 137-154 頁。
- 米山正樹 [2005] 「退職給付会計と現行ルールの内面的な整合性」 『経済論集 (学習院大学)』 第 42 巻第 2 号, 119-147 頁。